

平成27年度 財政援助団体等（公の施設の指定管理者） 監査報告

1. 監査の対象 今回の監査は、平成26年度に公の施設の管理運営を指定管理制度により行った施設の所管部課を対象として実施したものである。

（1）公の施設の指定管理者監査

① 根室市温水プール

（所管部課：教育委員会社会体育課）

2. 監査の期間 自 平成28年 2月22日

至 平成28年 3月 4日

3. 監査の場所 監 査 委 員 事 務 局

4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明

根室市監査委員 波 多 雄 志

5. 監査項目

（1）公の施設の指定管理者監査

- ① 指定管理者の指定手続の適否
- ② 利用料金制の採用の有無とその適否
- ③ 管理に関する協定等の締結の適否
- ④ 管理に関する経費の算定等の適否
- ⑤ 事業報告書の点検の適否

6. 監査の結果及び意見

所管部課から提出された関係書類及び諸帳簿に基づくほか、担当職員より所要の説明を受けるなど、個別監査基準における通査の方法をもって監査を実施した。

その結果、指定管理者（所管部課）における事務・事業の執行について、適正に処理されていると認められた。

今回対象とした指定管理者（所管部課）の監査の概要については、別紙のとおりである。

平成 27 年度 財政援助団体等（公の施設の指定管理者） 監査個別事項

1. 公の施設の指定管理者監査

① 根室市温水プール（所管部課：教育委員会社会体育課）

- ・ 事業報告書において、業務仕様書第 40 条及び第 41 条に規定する必要書類に未作成なものや添付がなされていないものがあるので、指定管理者に対して、指導を行うとともに、添付書類の確認を徹底されたい。
- ・ 指定管理業務仕様書第 50 条の規定で指定管理者は市の備品と指定管理者の備品を明確に区別した備品整理簿を備えることとなっているが、様式を定めておらず、一元的な管理となっていないので改善を図られたい。